## 日本映画大学学位規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び日本映画大学学 則第45条の規定に基づき、日本映画大学(以下「本学」という。)が授与する学位に関 し、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位に付す専攻分野の名称)

第4条 学位に付す専攻分野の名称は、学士(映画学)とする。

(学位の名称の使用)

第5条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「日本映画大学」と付 記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の様式)

第7条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(細 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

第 号

卒業証書・学位記

氏名

年 月 日生

本学映画学部映画学科所定の課程を修めて本学を卒業したこと を認め 学士 (映画学) の学位を授与する

年 月 日

日本映画大学長 氏名 印